

2023年12月19日

関係者のみなさまへ

一般財団法人 日本建築総合試験所

確認検査業務に関する監督命令処分について

当法人が実施した確認検査の業務に対し、2023年12月19日付で国土交通省より建築基準法第77条の30第1項に基づく監督命令の処分を受けました。関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

この度の命令に基づき、当法人は、今後の再発防止のための業務実施マニュアル及び業務改善計画を早急に策定し、国土交通大臣に提出するとともに、監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守をさらに徹底し、信頼回復に努めてまいります。

なお、確認検査業務をはじめとする全ての業務につきまして、通常通り行いますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

---

連絡先

建築確認検査課 06-6966-7565 担当 平沢（土日祝日を除く 9:00～17:00）